

単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への切換えをお願いします

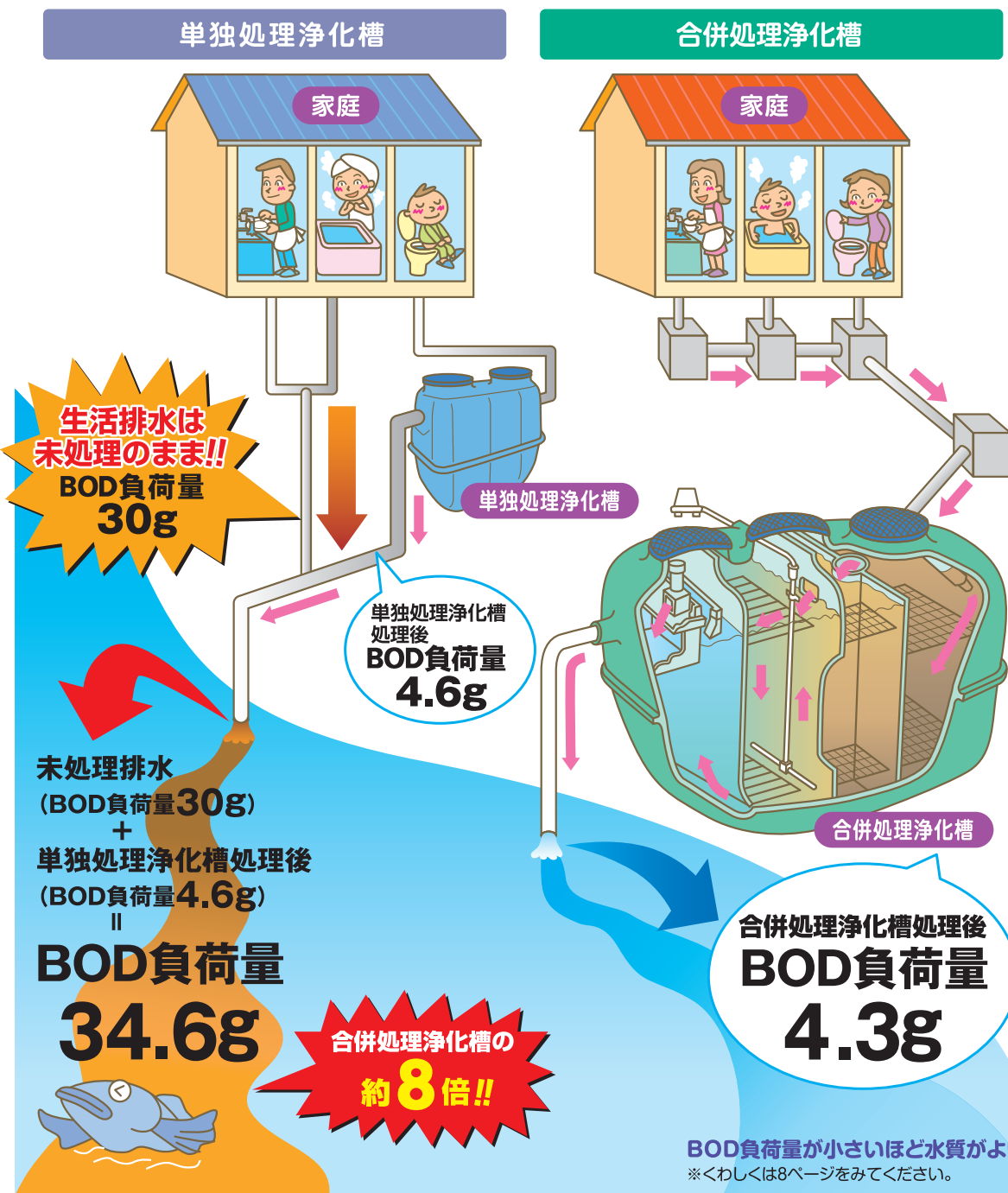


単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、台所や洗濯などの生活雑排水は未処理のまま流してしまつたため、生活雑排水も含めて処理する合併処理浄化槽にくらべて、川や海を汚してしまいます。

また、古くなつた単独処理浄化槽は、老朽化による破損や漏水などのため、公衆衛生に支障が生じる可能性があります。

水環境をきれいに保つために、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換えをお願いします。

(現在、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。) ※助成制度があります。詳しくは、お住いの市町村へおたずねください。



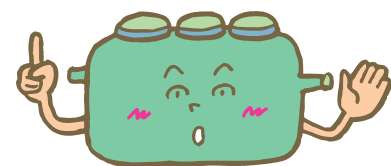
浄化槽を適切に維持管理してください



浄化槽は、微生物の働きを利用して汚れた生活排水をきれいにする施設です。

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、微生物が働きやすい環境を保つための適切な維持管理が必要です。

浄化槽法に基づき、**浄化槽の保守点検・清掃を適切に行い、毎年1回法定検査を確実に受けてください。**



清掃

浄化槽内に生じた汚泥等の引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄等を行います。

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブローの調整等を行います。

法定検査(11条定期検査)

浄化槽の放流水質(BOD等)が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検、清掃等の維持管理と浄化槽の使い方などが法令に従い適切であるかを判定します。(毎年1回)

[現場検査]

[分析室でのBOD検査]

※くわしくは、市町村・保健所の浄化槽担当課、または(公社)熊本県浄化槽協会(Tel:096-284-3355)におたずねください。